

★国民健康保険に加入するとき・脱退するとき

健康保険制度では、すべての人がいずれかの公的医療保険制度に加入すること（国民皆保険制度）となっており、健康保険や共済組合などに加入している人、75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受給している人を除くすべての人が国民健康保険に加入する必要があります。

国民健康保険の加入は世帯単位で、加入や脱退などの事由が生じてから14日以内に届出を行う必要があります。届出が大幅に遅れると、国保税が遡って課税されることになり、また必要な給付が受けられなくなる場合もあります。

★国民健康保険資格確認書について

国民健康保険の資格有効期間は、通常8月から翌年の7月まで1年間となっていますが、更新時に過年度（令和7年度以前）分の国保税が滞納となっている場合「特別療養費」扱いとなり、病院やクリ

ニックを受診する際、医療費をいったん全額自己負担していただくこととなります。資格確認書のほかマイナ保険証でも同様です。

★「国保税滞納整理強化月間」とは？

鹿児島県および県内の市町村では、毎年8月と12月を「県下一斉国保税滞納整理強化月間」として、国民健康保険税の収納対策に係る取り組みを強化することとしています。曾於市においても、国保税の収納率向上のため、催告書などの送付、預貯金や給与などの財産調査、差押えなどの滞納処分を強化します。滞納は放っておかずに、まずはご相談ください。

11月の納期について

- ☐ 固定資産税 4期
- ☐ 国民健康保険税 6期
- ☐ 介護保険料 6期
- ☐ 後期高齢者医療保険料 5期

※☐ 座振替は11月30日（月）です。残高の確認をお願いします。

国民年金  
のはなし

11月はねんきん月間です

【本庁】市民環境課 戸籍年金係 ☎ 0986-76-8805  
【大隅支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923

【財部支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934  
【鹿屋年金事務所】 ☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが対応します

日本年金機構では厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」とし、市民の皆さまに公的年金を身近に感じて、年金制度に対する理解を深めていただくための取り組みを行っています。

また11月30日（いいみらい）は「年金の日」と制定されています。ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らせてみてはどうでしょうか。ぜひこの機会に「ねんきんネット」※を利用して、ご自身の年金記録の確認や年金受給見込額を試算してみましょう。

「ねんきんネット」ではパソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、さまざまな条件を設定することで、将来受け取る老齢年金見込額を試算することもできます。またマイナポータルと連携することで、確定申告で利用可能な控除証明書などの電子データを受け取ることができます。

※「ねんきんネット」のご利用は登録が必要です。詳しくは「ねんきんネット」のホームページをご覧ください  
[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

ねんきんネット



鹿屋年金事務所による出張年金相談

※年金請求の相談が優先となります

| 日 程       | 時 間                 | 場 所            | 予 約 先                        |
|-----------|---------------------|----------------|------------------------------|
| 11月11日（水） | 午前9時30分～<br>午後3時30分 | 大隅中央公民館<br>研修室 | 大隅支所 市民環境係<br>☎ 099-482-5923 |

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。